

令和元年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会 議事録

日 時 : 令和元年10月4日(金) 午前10時から正午  
会 場 : 大阪市役所本庁舎 屋上階 共通会議室  
出席委員 : 相田委員、石田委員、板垣委員、北野委員、栄委員、手嶋委員、  
西嶋委員、野村委員、廣田委員、松端委員、三田委員、山本委員

司会(障がい福祉課 各務) <開会>  
出海福祉局長 <あいさつ>  
司会 <出席者紹介、資料確認等>

松端会長

- ・ おはようございます。12時までですので、よろしく願いいたします。
- ・ 1つ目、2019年度大阪市障がい者等基礎調査について、ご説明をお願いします。

内村障がい福祉課長 <議題1 資料1について説明>

山本障がい福祉課長代理 <議題1 資料2について説明>

松藤障がい支援課長代理 <議題1 資料3 調査票(G)についての説明>

松端会長

- ・ 今回行う調査票について、説明をいただきました。
- ・ まず、資料1が概要、資料2で全体の説明、資料3で調査票、特に医療的ケア児の調査票について説明いただきました。
- ・ 何か質問等ございますでしょうか。

板垣委員

- ・ 本人用の調査票ですが、前回の回収率を教えてください。
- ・ また、郵送方式で送付するとありますが、どうやって回答をしていただくのか教えてください。

内村障がい福祉課長

- ・ 3年前の調査ですが、発送数が11,366に対して、有効回収数が4,266、有効回収率が37.5%になっています。
- ・ どのように回答していくのかの部分ですが、例えば本人用の調査票では、療育手帳をお持ちの方、上肢の肢体不自由の方などがいらっしゃいます。

- ・ お答えいただく前に、「この調査票は、できるだけご本人がお書きください。また、ご本人がお書きになれない場合は、ご本人に代わって、ご家族の方などがお書きください。その際は、できるだけご本人の意見を聞いてお書きください。」と記載しております。
- ・ また、最初にどなたがお答えになるかを質問しており、ご本人、あるいは、ご本人の意向を聞きながら家族の方（ヘルパーの方も含めて）などが回答するのかを記入していただく様になっています。

板垣委員

- ・ 送付数は、身体、知的、精神の数、それぞれの数に応じてという事でしょうか。

内村障がい福祉課長

- ・ それぞれの手帳の交付者数に応じてです。
- ・ 精神障がい保健福祉分野におきましては、手帳に精神通院医療を足しておりますので、3年前と比較すると通院医療の部分が大きく増えております。

板垣委員

- ・ 全体の何%ぐらいですか。

内村障がい福祉課長

- ・ それぞれのパーセントは出していませんが、手帳の伸び率は、身体障がい者手帳が2%程度、療育手帳が正確な数字は出ないですが、3~5%、精神保健福祉手帳が、十何%だったと思います。
- ・ 後ほど、改めて正確な数字をお伝えします。

板垣委員

- ・ イメージとして聞きたかったのですが、調査票を発送して30%位の回収率だとすると、全体で何%位の回答になるのでしょうか。
- ・ 多分、数%位になります。
- ・ 全員に送付ではなく、無作為に送付して、それが全体の何%になるのか。そのうちの30%しか返ってこないという事は、全体からだと何%でしょうか。

内村障がい福祉課長

- ・ 3年前は、全体で36.5%が有効回収率です。

板垣委員

- ・ その有効回答というのは、全障がい者の何%になりますか。
- ・ 無作為で抽出したうちの36.5%という事は、調査票が送られていない方も含めた障がい者全体の何%になるのか知りたかったのです。
- ・ 調査票を返せるの方が、周囲のサポートできている方で、うまくいっている方なのかなと思います。

- ・ 全体に聞いたとしても、返送数が数%ですが、それがどれだけ全体のこととして反映されるのかが知りたかったです。

松端会長

- ・ 全員に聞けたらいいのですが、実際には難しいので、多くの場合は無作為で抽出します。
- ・ 無作為抽出するので、いろんな方がいらっしゃる、自分で記入できない方等、誰かを選ぶのではなく無作為で選ぶので、統計上そういう方も含んでいるという前提です。

板垣委員

- ・ 無作為ですが、逆に、回答しやすい方からしか回答がもらえてないのではないかというのが私の意見です。

松端会長

- ・ 有効回答からみたらですね。

板垣委員

- ・ 回答しやすい人から回答を得ても、実態とは「ずれ」ているのではないかという疑問です。

松端会長

- ・ どなたが記入されるか最初にお聞きしているので、ご本人かご家族かで%が出ますよね。
- ・ 後は、出てきた調査結果をここで議論しますし、他の部会でも議論しますので、実態にそんなものなのか、ここはおかしいとなるとまた議論できると思います。

板垣委員

- ・ 評価は別になるという事ですか。

松端会長

- ・ 調査結果がこうだから、全部をそう議論づけることはないです。

三田委員

- ・ この計画の策定部会に関わっていたのですが、調査票に答えている余裕もない、あるいは調査票は来たけれど手元にも届かない、誰も助けてくれないので封筒を開けることもできない人がいるという事は意識して考察をしていくという話が出ていました。
- ・ ごく一部のみにしか調査ができないことは、調査票を策定したときに認識しています。

松端会長

- ・ そこはしっかり考慮してという事ですか。

廣田委員

- ・ 資料1の2ページの障がい福祉のサービスの調査票について、37%増となっている事業は

何が多いか知りたい。

松端会長

- ・ 障がい福祉サービス事業者等の調査票の中で、前回は 2,850 事業所で 37%増になったのは、一体どんな事業所が増えていますかという事ですか。中身のことを聞きたいということですね。

廣田委員

- ・ 一番多いのは、どれですか。

岩田運営指導課長

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日現在の事業数で最も多いのは、居宅介護事業で 1,693 事業です。
- ・ 次に多い事業数は、重度訪問介護事業で 1,611 事業です。
- ・ 今、回答した数は、事業の区分で、一つの事業所で居宅介護と重度訪問介護とあわせて実施されている事業者もありますので、ここで書かれている事業所数というのは、複数の事業をされている場合があります。

松端会長

- ・ 居宅介護と重度訪問介護、居宅系が多いということによろしいでしょうか。
- ・ その他いかかでしょうか。
- ・ 全部で調査票は、9種類で最後の医療的ケア児だけが、新たに追加されたという事ですね。
- ・ どういう実態なのか、誰が医療的ケアをされているのか、家庭と学校とサービス事業者と 3 か所に分けて生活場面分けて調査する、保育所と学校を把握して、どんなサービスが必要なのかを見るという事ですね。

相田委員

- ・ 指定難病の医療ですが、一番多い障がいは何か、知的かを詳しく教えてほしいです。

松端会長

- ・ 指定難病の、具体的にどんな難病の方が多いのかでしょうか。

大阪市保健所 岡本難病対策担当課長

- ・ 特定医療費の対象疾病難病 333 あり、特に多い疾病は潰瘍性大腸炎、クローン病等上位 5 つほどで難病の大体 4 割を占めています。
- ・ 非常に多くの疾患がありますので、大阪市内でも対象者は、今申し上げた疾患を中心に認定されていますが、中には、市内で認定患者さんがいない疾患もあります。
- ・ 特定疾患の認定患者の調査で、障がい者の認定状況ですが、前回調査の中で対象の方に、障がい者手帳の等級について、お聞きしています。
- ・ 手帳を持っていない方が 65%、8.7%の方が無回答です。
- ・ 例えば、身体障がい者手帳 1 級 6.9%、2 級 7.5%、3 級 5.4%、4 級が 3.9%、5 級が 2.1%、

6級が0.5%でございます。

松端会長

- ・ 知的の方の数字はありますか？

大阪市保健所 岡本難病対策担当課長

- ・ 知的の方は、数を持ち合わせておりません。

松端会長

- ・ 今難病で一番多いのは、何ですかということですね。

大阪市保健所 岡本難病対策担当課長

- ・ 難病の中で多いのは、身体障がい者手帳の方です。

松端会長

- ・ 種類が多いのは、いっぱいありますが、大体5種類ぐらいで全体の4割を占めている

大阪市保健所 岡本難病対策担当課長

- ・ 難病の認定患者イコール、障がい者手帳をお持ちの方ではございません。

松端会長

- ・ 一覧表みたいなものがあればいいのですが。

大阪市保健所 岡本難病対策担当課長

- ・ 前回調査につきましては、身体障がい者の方を等級ごとにお答えしましたが、療育手帳の方は、AとB1、B2と合わせて、前回調査では0.3%となっております。

松端会長

- ・ 少し難しいですね。
- ・ 相田委員の方で、もう少し知りたければ、別途資料の方をお願いいたします。

野村委員

- ・ 身体障がい手帳の中で、視覚障がいの方の人数が分かれば教えて欲しいです。

松端会長

- ・ 身体障がい者手帳をお持ちの中で、視覚障がいの方の数という事ですね。

内村障がい福祉課長

- ・ 視覚障がいのある方の手帳の数ですか
- ・ 平成31年3月末現在で、10,219人となっております。

野村委員

- ・ 3年前の調査の時は、どうでしょうか。1万人を超えていたでしょうか。

内村障がい福祉課長

- ・ 3年前の視覚障がいのある方の手帳の数は、10,393人です。少し減っている感じです。

松端会長

- ・ その他はいかがでしょう。
- ・ 次は、議題の2ですね。障がい者支援計画の実施の状況についてお願いいたします。

山本障がい福祉課長代理 〈議題2 資料4について説明〉

松端会長

- ・ ありがとうございます。
- ・ 障がい者の支援計画の実施状況について、各章ごとのポイントを説明いただきました。
- ・ 質問等ありますでしょうか。

廣田委員

- ・ 資料4、障がい者支援計画の実施状況について、第5章「住みよい環境づくりのために」の鉄道駅舎のエレベーターの設置についてです。
- ・ 今回、職場の移転によってビックリしたことがあります。
- ・ 駅の改札からエレベーターに乗って、エレベーターの所に交差点があって、上に上がって反対方向に行かなければ行けない。非常に具合が悪いです。
- ・ もしかしたら、私たちだけでなく身体障がい者の移動も大変だろうと思っています。
- ・ 合理的配慮がなされていません。
- ・ 例えば、地下鉄のエレベーター設置場所ですが、地下鉄の前と後ろにあれば理想的です。あまりにも離れていて移動が大変です。
- ・ 視覚障がい者の方も負担が多いでしょうし、合理的配慮が非常に足りないと思いました。
- ・ 環境作りというのは、お互いに暮らしやすい、生きやすい、環境を作るべきだという意見です。

松端会長

- ・ ありがとうございます。それは、大阪メトロの駅ですか。

廣田委員

- ・ 駅名は、JRの玉造駅です。

松端会長

- ・ エレベーターは、あるけれどもとっても不便だという事ですね。

#### 廣田委員

- ・ そうです。

#### 内村障がい福祉課長

- ・ 今、廣田委員から意見があったように、エレベーターは付いているが、遠回りしなくてはいけない所とか、危険な道路を渡らなければならないとかあります。
- ・ これまで大阪市が取り組んできたのは、エレベーターすらない所にまず1ルートを設置することを進めてまいりました。
- ・ 鉄道事業者が設置する際に、大阪市として一部を補助してきたところです。
- ・ 大阪メトロについては、1ルート全て出来ていますが、市内には1ルートすらない所は、わずかにあります。
- ・ ただ、1日に3,000人以上利用がある駅では、設置が完了していますが、3,000人以下ではまだ1ルートすらない所があります。
- ・ 廣田委員が言われたように、事業者によっては、2ルート目を検討していく事を聞いておりますので、大阪市としても指導、促進していきたいと思っております。

#### 廣田委員

- ・ 玉造駅だけではなくて、他の駅もそうですが、たまたま玉造駅に事業所が移転したので、学校が3か所も集中していて、朝は学生も多く右も左も非常に通行量が多くビックリしました。
- ・ 玉造の駅だけではなくて、全体の駅を再度見直していただきたい。

#### 松端会長

- ・ もともと、ユニバーサルデザインでいろんな方に配慮するようになっていけばいいのですが、初めは考慮されないまま、設備ができてしまうので、後から改善するようにされていますが、意見があったように不便な所があります。
- ・ そういう声を踏まえて、誰でも利用しやすいように、ユニバーサルなデザインにしていく必要があります。
- ・ すぐには、できませんが、できる範囲で急ぎながら、声を上げていかななくてはなりません。

#### 手嶋委員

- ・ 以前は、大阪市ではなくなった交通局でモニター部会があり、可動柵の問題とか、エレベーターの問題とか、色々な駅で地上との兼ね合いでエレベーターをつけるかどうか問題があったのですが、今里では広くても中々つけてもらえないという事がありました。
- ・ そのモニター部会が、民間になったらなくなりました。
- ・ 2ヶ月くらい前に、JRの西九条の駅に駅長さんが来られて、職員6人位で障がい者の方にお話を聞きたいと、そういう考え方で意見を事業所さんが対応してくれたらうれしいのですが、どうもそうでない風潮があるように思います。
- ・ これからJRも可動柵がついてくると思うので、色々と期待していますが。
- ・ ただ、JRも設置場所を障がい者の意見や車椅子の方などの意見を聞かず、業者と事業主で

決めて、設置後に、障がい者に対してここに付きましたという報告があります。

- ・ 障がい者の意見を聞くことが大事だと思います。

#### 北野副会長

- ・ 手嶋委員のご意見は、障がい者差別解消部会で出ておりまして、実際に大阪市のバス担当者に話を聞きました。
- ・ 民営化したときに、地下鉄とバスと別れてしまい、調整できていないとのことでしたが、当事者が参画するモニター部会は必要であると認識しているとのことでした。

#### 松端会長

- ・ モニター部会はなくなりました。
- ・ 当事者とか利用者の意見の声を聞いて、検証して反映させるルートは必要ですね。

#### 三田委員

- ・ 色々あるのですが、2点だけにします。
- ・ PDCAなので、Aで改善策を検討しますとか、これから取り組んでいくと、決意表明みたいなのがあって、果たしてそれがどこまで行くのかと思っています。
- ・ 1点目は、22ページの「第3章 地域生活への移行」「基幹相談支援センターによる地域移行コーディネート」という項目があり、基幹の方が施設を訪問することによって入所施設と顔の見える関係作りをと右側のところに書いてありますが、どんな権限、立場で入っていくのか、どの位の力量を基幹がお持ちなのか。
- ・ 今行っていることの改善ということだと思いますが、基幹がコーディネートして地域移行する、施設からも病院からも出て来てくれない状況で基幹だけに責任を負わせるつもりはないのですが、どんな力量があってどんなことができるのか、果たしてそれがうまく行くのかご存じでしたら教えてください。

#### 内村障がい福祉課長

- ・ 三田委員が言われましたように、地域移行の進み具合が、元々顔の見える関係作り以前は、入所施設と基幹相談支援センターが顔すらつながっていなかった状況でした。
- ・ 現在、基幹相談支援センターが、大阪市内入所施設、20か所ほどあるのですが、3つの区と私共障がい福祉課と一緒に、訪問してそれぞれの事業の内容、施設の状況を聞いて、それぞれが顔の見える関係作りをして、特に地域移行の意見交換を図っていきたいと思います。
- ・ いきなり入所施設に対して、地域移行しないといけないとか、すぐには難しいと思っていますので、顔の見える関係作りから基幹相談支援センターの取り組みを区単位で取り組めるように考えています。
- ・ ただ、三田委員が言われたように、基幹相談支援センターは3年ごとのプロポーザルで、委託としております。それぞれの力量にバランスがあり、新しく公募いただいた事業者さんともおられますので、別の事業で（調整事業で）研修センターを設け、座学ではありますが、研修などの取り組みを進めながら、2ヶ月に1回、基幹相談支援センターで意見交換会をし、それぞれの困難事例、その取り組みを意見交換しながら、スキルアップを図っているところ

です。

- ・ 今の所は、こういう状況ですが、次のステップアップで何をするのかということは皆さんの意見を聞きながら、取り組みを進めていきたいと思います。

#### 石田委員

- ・ 前回9月13日に、自立支援協議会があり、その中にもそういう話がありまして、基幹相談支援センターに丸投げはやめてという話もあります。
- ・ 具体的には、北ブロックと南ブロックがありまして、それぞれ10件ずつの施設を挙げて、各区で訪問していただいて、施設の状況についてヒアリングをして、意見、課題等をまとめてもらって報告していただいている。
- ・ グループホームや地域の中での支援が少ないとか、できれば施設とグループホームの間になるような施設があれば、もう少し地域移行も進むのではないかと、という意見があるとか、あまりにも長く施設にいて、利用者の人が高齢になってしまい、そこから出ていけないのではないかと。
- ・ あるいは、本人の意見ではなくて、家族の意見から地域へ出て、失敗したら誰が責任を取るのかという意見が出たり、難しい意見が出ています。
- ・ 決して基幹相談支援センターだけに任せていくということではなく、顔つなぎ役をしていただいているということに関して、報告させていただきます。

#### 三田委員

- ・ もう一つの質問は、30ページの「暮らしの場の確保」グループホームのことになります。
- ・ 地域移行を進めていく中で、先ほどの計画を作る時でも、そもそもグループホームの絶対数が不足していて、解消できない、反対運動やお金の問題があるとか、ワーキング会議でも出ているのですが、「グループホームの開所の希望があれば」という書き方になっているのですが、より丁寧に対応しているのかもしれないのですが、もう一押し欲しいようなところがあります。
- ・ 右側の所で、わかりやすくホームページを作られました。私は、高く評価しています。
- ・ それについての反応がどうだったのかとか、こまめにグループホームの理解をしていただけるようにしないと、入所施設はグループホームを信用していないとか、「どうせお金がかかるだけでしょ」と思われているかもしれない。
- ・ 住まいの場のひとつとして、大きな役割を果たしている多様なグループホームに、本腰を入れてやっていただきたいと思っていますが、今後の取組はこれだけなのでしょうか。

#### 小谷障がい支援課長

- ・ 三田委員の方から、厳しいご意見をいただきまして、障がいのある方が地域で暮らしていく、住居として暮らしていくグループホームは、大事であると認識しております。
- ・ 平成30年度から補助対象の拡充をしたり、大阪市民の皆様にグループホームを知っていただくということで、啓発という意味もありホームページを作成しました。
- ・ ホームページだけに限らず、この内容については、リーフレット等を作成し、広く配っていくようなことを、今年度もやっていきたいと検討しています。

- ・ グループホームの開所相談があった時には、丁寧にさせていただいて少しでも相談があったところから開設できるように支援しているのですが、相談を聞いているなかで、大阪市内でなかなかグループホームが住居の確保が難しいという声も聞いておりますので、少しでも進めていくために、宅健業者さんと連携できないかと、そういう所で「グループホームに使ってもいいよ」という空き物件があれば情報提供をしていけないかなど検討しています。
- ・ 平成30年度で、計画で256名分の住居を確保していくという目標を立てたところで、平成30年度では、住居数で57住居、利用定員数で267名分というところで、目標は少し上回るグループホームが開設出来たところです。
- ・ 引き続き今年度、来年度も計画で見込んでいるグループホームを整備できるように取り組んでいきます。

松端会長

- ・ 地域移行、グループホームの設置について、難しい課題は多いですが、実態を改善するには努力していただいているようです。

中島障がい者施策部長

- ・ 補足ですが、先ほども石田委員からお話がありましたが、地域移行するにも受け入れする所がないという意見もいただいています。
- ・ 希望を待つというよりも、色々な補助制度をつくっていますので、活用してくださいという形でPRして、希望が上がってくるような取り組みをしていきたいという表現に変更させていただきます。

松端会長

- ・ ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

栄委員

- ・ 資料4の1ページ第3章、2ページ目の所に3つの項目が書かれているのですが、このことについて2点質問させていただきます。
- ・ 1つ目は、3番目に書かれている、「精神障がいにも対応した協議の場の設置に向けて早急に体制づくりが必要」という部分で、色々な準備をしているという事ですが、具体的にどんな準備をされていて、体制づくりに向けて何をなされているのかを教えてください。
- ・ もう1点は、関係づくりとかで、大阪市独自で交通費の給付事業ができましたので、ピアサポーターの活用であったり、それに向けた養成事業だったり施策に盛り込まれているのかを確認させていただきたいと思います。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 1点目の、協議の場の設置です。資料にもありますが、現状、実効性のある協議を効果的に実施できるように、より良いものを作りたいので、非公式ではありますが、学識の先生や、地域の支援者の皆様にご意見をいただき、課題整理をしながら、検討をさせていただいております。

松端会長

- ・ 協議の場の設置に向けて色々な方の意見をもらって検討していただいているという事ですね。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 検討しているところです。

栄委員

- ・ どんな検討をしているのですか。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 具体的に、協議の場と言いながら、国の方から出ているのが、高齢者に類するような形にはなっており、なかなか一度には難しいところもありまして、当面どういうところを中心に議論を進めていけばいいのか検討しているところです。

松端会長

- ・ 協議の場は色々な所があります。

三田委員

- ・ 具体的には、国が言っている地域福祉か、全体的なものか、なぜ名前を言わないのですか。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 精神障がい者に対応した地域包括ケアを進めていく為の保健医療福祉関係者の協議の場を進めています。

三田委員

- ・ そこで、粛々と話しあっているのですね。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ そこで、色々と検討させていただいております。

栄委員

- ・ 期限が決まっているので、国の方も具体的にどんな方向であるのか、どういった意見が出ているのか、方向性がこちらにも伝わるかと思ひ質問させていただきました。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 今、現状具体的には、お話しする事項はありませんが、できるだけ早期に会の方を立ち上げて会議をできるようにと思っております。

栄委員

- ・ いつ位になりますか。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 一応計画では、31年から3年間となっているのですが、3年間ギリギリではなく。
- ・ いつからといわれますと申し上げられないのですが、出来るだけ早くと思っております。

松端会長

- ・ ピアサポーターの方はどうですか。

栄委員

- ・ 2つ目の交通費給付事業は、大阪市単独の事業ですよ。
- ・ 利用も少ないし、周知も必要とあって、それに加えて上の関係作りが必要になった時に、この2点のことを考えた時に、ピアサポーターの活用を視野に入れて、施策に盛り込んでいただくのはいかがですか。

内村障がい福祉課長

- ・ 1点目の交通費の状況ですが、最近では精神の病院が市外ばかりで、件数はすぐに出ないですが、使っていただいている状況です。
- ・ ピアサポーターの件ですが、私どもの方で相談支援研修センターというところがあり、そちらの方でピアサポーターの養成研修、派遣をやっています。
- ・ そこで身体、知的、精神、そこにピアサポーターさんが何人いるか今、数は出ません。改めて資料をお示ししますが、養成の方と派遣というのは取り組みの中にはあります。

栄委員

- ・ 地域移行を進めるには、モデルとなるピアサポーターの方であったりとか、実際に経験のある方の助言というのは、とても有効とお聞きしていますので、そういうところでリンクしていただけたらと思います。

松端会長

- ・ ありがとうございます。その他いかがでしょう。

山本委員

- ・ 23ページの「地域生活への移行を支援する仕組みづくり」について議論されているところですが、大阪精神医療人権センターにお電話があって、面会に行っている方々が保護された場所、大阪の天王寺近辺で暮らしていた方で、知的障がいメインの方だと思われるのですが、保護された場所が精神科病院の中で、面会しているのですが、すごく落ち着いてきて、退院希望もあるけれども、病院のワーカーさんたちと話をしていると、大阪市が実施している精神科病院に訪問する際の必要な交通費助成とかもご存じなくて、本人の希望としては、元いた暮らしに戻りたいという声も出ているので、何とか、それを使う流れというのは、ないでしょうか。

- ・ 住民票がなかった方も当然、地域移行支援の利用者の中に入ることはできているのですか。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 住所が、もともと他の自治体の方ですか。

山本委員

- ・ 他の自治体にあつて、保護されたのが天王寺近辺であつた。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ 基本的には、大阪市の住民でなかったら、大阪市の施策の対象にはならない。
- ・ 詳細は、詳しく聞かないとはっきりしませんが。

山本委員

- ・ 一応、大阪市の方でなくても、こころの健康センターの電話番号を、お伝えしてもいいのでしょうか。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ お伝えいただいて、詳しい話をお聞きしまして、市で対応できるものに対しては、市で対応いたしますし、他の自治体の場合は紹介もさせていただきます。

山本委員

- ・ もともと大阪府で暮らしていた方で、大阪府下の南部の病院に結構集中して入院されていて、落ちついて暮らしていた方なのに、そのままになっている方も結構います。
- ・ 大阪市内で、相談支援事業所をやっておられる方に、そういうお話しをさせていただくと、なかなか訪問に時間もかかるし、相談を聞いていたら計5時間くらいかかってしまう。5時間くらいかかる作業について、診療報酬のような評価がなくて、なかなかそこに派遣できる人出を確保するのが、難しい現状があるという話が何回かありました。
- ・ 家族の支援もなくて、地域という事がはっきりしなくて、元々大阪府で暮らしていて戻りたい方々の、相談支援事業者がサポートで関わった際に、下駄をはかしてくれるような何らかの仕組みがないと、継続して関わるのが難しいと感じた。
- ・ 1回5時間くらいかかる方に、サポートは具体的にはどんなメニューがありますか。

こころの健康センター 内田精神保健医療担当課長

- ・ こころの健康センターの相談員も必要に応じて、訪問も行かせているのですが、平成30年度から地域移行推進事業、地域移行支援の給付を受ける前の、前裁きの支援ということで、地域活動支援センターをやっている事業者さんを中心に、業務の委託し、半年間、継続した支援をしていただき、その後、法定給付の地域移行支援につないでいただく事業を30年度から実施しています。
- ・ 支援の必要な方がいましたら、こころの健康センターにお問い合わせいただければ、調整させていただきます。

松端会長

- ・ なかなか難しいケースですね。

板垣委員

- ・ 今の続きなのですが、私も弁護士なので後見で、精神科に入院されている方を何件か受け持っていて、月に1度は面会に行ったり、一緒に外出したりしています。
- ・ ただ、かなり落ち着いていてもなかなか退院としてくれない状況で、精神科に入院している方は、区分認定を受けておらず障がい福祉の対象になっていない状態で、入院のままだと福祉サービスの対象にならない、地域に移行しようとしたら長期に入院している方は障がい福祉の対象にできる手続きをしないとサービスを受けられないという認識がなくて、長期入院で安定しているけど、「まだ退院はいいわ」みたいな山本委員がご指摘のような方がたくさんいて、その人たちはまだまだ障がい福祉の対象になっていないのかなと思います。
- ・ そこを障がい福祉の対象になるんですよと、手続きすればいいというところから始めないと、元々対象になっていない所から入院された方は、置かれたままになっているのかなと思います。

松端会長

- ・ ご本人も福祉のことを理解されていない、安定していて大阪から離れて、家族の支援もなくてとなると。

板垣委員

- ・ 本当は、病院のP S Wがそのあたりをできればと良いと思いますが、それは病院によってまちまちで、退院促進会議も11か月に1回なので、年に1回ぐらいで、お医者さんは医療サービスと福祉サービスの関係が分かっていない。
- ・ 例えば、大阪府の医療センターに入院された方が、入院しながら短期入所のサービスを使ったらいいのではという事をお医者さんに言われたけれど使えないとか、そのくらいのレベルなので、それをつなぐ作業をやる人を育てていかなければならないと思っています。

松端会長

- ・ そうですね。難しい課題ですけど。相談支援のあり方とか、権利擁護の問題とか、どうアンケートしていかないと、なかなか進まない問題かもしれないですね。
- ・ 今日は、まだ、その他の議題がありますので、まず、そこの報告をいただきたいと思います。

山本障がい福祉課長代理 〈議題3 資料5についての説明〉

森本発達障がい者支援担当課長代理 〈議題3 資料5についての説明〉

八木企画調整担当課長 〈議題3 資料5についての説明〉

松端会長

- ・ 4つの部会のご報告いただきましたが、安原委員はご欠席ですが、部会長それぞれ、何か補足があればお願いします。

石田委員

- ・ 自立支援協議会について、報告していただいたことはその通りで、1つ付け加えておきます。
- ・ 委員の中のお一人から資料を出していただきまして、共生型サービスの件で生活介護の一つの事例として、移行した場合の報酬の件ですが、これがかかなり下がるという事です。
- ・ この件については、1つの自治体何かができるわけでもないですが、資料5の8ページで共生型サービスについて記載されています。
- ・ 2番の所の取り組みの中で、「報酬単価など制度設計上の問題点については、国に対して改善を要望していく」というご意見を頂いており、そういう取り組みも必要と考えています。
- ・ 今回の会議の中でも、エレベーターの設置は、これまで大阪メトロでは1ルートは設置されているが、もっと利便性を考えてエレベーターの設置を考えていくべきではないかと。
- ・ あるいは、スーパーバイザーの問題では、より専門的知識を持ったスーパーバイザーが必要ではないか。
- ・ あるいは、地域移行についても、児童の年齢超過の人の移行をどうするのだとか、長期入院の人、長期の施設入所の人、高齢化した施設の入所者の人を、どうアプローチするのか。
- ・ 非常に難しい問題がどんどん残ってきて、冒頭のあいさつでも頂きましたけど、かなり支援については充実してきているが、非常に難しいものが残っているのが実情だと思います。
- ・ そういった課題は、すぐに解決できないだろうと思うので、計画等が非常に重要と思います。
- ・ そのためには、自立支援協議会のなかでも出てきましたが、三田委員の広報の件、もう少し広報してくださいという話であるとか、山本委員の方からは、本人が制度を知らないという意見が出ていました。
- ・ これは、大阪市がやろうとしていることを区役所は知っているのか、あるいは、支援の事業者は知っているのか、さらには、障がい者や住民が知っているのかという周知の問題です。
- ・ フローチャートの問題も出ましたけれど、周知をして行って支援者が増えると、難しい支援についても少し違った支援の方法があるのではないかと。
- ・ 特に、人材の問題ですが、福祉だけの問題ではなくて少子高齢化で若い志願者がいない、募集をかけても来ないなど、マンパワーの問題もあります。
- ・ そのため、広報や周知というのは、非常に重要だと印象を持っています。

松端会長

- ・ ありがとうございます。その他はいかがですか。

北野副会長

- ・ 差別解消法が出来て4年目になり、国の障害者政策委員会が、事業者の合理的配慮の義務付けなどの検討を始めています。
- ・ 来年、国連障害者権利委員会から、リコメンデーション（勧告）が日本に届きます。
- ・ 障害者差別解消法についてリコメンデーションが、合理的配慮の義務付けも含めて出てくれ

ば、そのことと、政策委員会の動きと、東京都はオリパラも視野に条例を作り、事業者の合理的配慮は義務付けられています。自治体の条例でも義務付けられてきているので、その方向で行くのではないかと思います。

- ・ 大阪市でも、条例をどうするかということがありますが、方向としては大阪府が見直しを行っているので、その条項を見て、大阪府が検討することになりますので、大阪府がどんな方向で改正されるのか、関心を持って見守る必要があります。
- ・ 大阪市では、毎月、新規の相談が5件6件上がってきますが、これをどう考えるのかです。
- ・ 私は他の県や市町村の差別解消協議会の委員長もやっていますが、他と比べて格段に数が多いです。
- ・ 大阪市は毎月、事例検討会をしていますが、大阪市の相談件数は、ずば抜けているので日弁連でも分析したいと言われていました。
- ・ 各区に基幹相談支援センターがあり、その中には、障がい当事者の方が運営されています所も、かなりの数があります。
- ・ 権利擁護に関する意識が高い相談支援の仕組みが動いており、その方々がしっかり相談を受けられて市へ報告するので、権利擁護の意識が高いと認識しております。
- ・ 事例を分析しておりますと、かなり高い意識での問題提起と、住宅問題などについては差別的な偏見が多いとみております。
- ・ 障がい者に対する漠然とした不安や差別的な偏見が強いという事に対しどう啓発していけばいいのか大きなテーマだと認識しております。

松端会長

- ・ 各部会でも議論いただいていますので、計画だけでなく、日々の運営にも反映していただければと思います。
- ・ あと1件、優先発注の件についての資料がありますのでポイントだけ説明の方をお願いします。

障がい福祉課 各務係長 〈議題3 資料6、参考資料3についての説明〉

松端会長

- ・ もっと議論出来たらいいのですが、12時までですので終了します。
- ・ 北野副会長から、何かありますか？

北野副会長

- ・ 今回、調査票の項目を見せていただきましたが、本当に分野も対象もキッチリされていると思います。他の県や市町村委員長もしていますから。
- ・ これ3年に1度の見直しですよ、1年目はほとんどデータが出てこないでP D C Aを回せない、2年目になったら調査が始まる、3年目になったら全体的に見直さないといけない。
- ・ 追われているのですが、せっかくP D C Aを回しているのに、中身のある議論が出来ているのか。
- ・ これだけしっかり調査をしているので、この調査をどう施策に活かすのか、折角ここまでやるのだから、活かすための施策をしっかり考えていかなくてははいけません。

- ・ PDCAに回しているのだから、実施の中身を踏まえて計画に活かす必要があります。
- ・ 追われているだけではなくて、中身のある計画の議論をしていただくようお願いします。

松端会長

- ・ 追われていますが、事務作業になるといけないですから、我々も心して取り組みたいと思います。ありがとうございました。

中島障がい施策部長

- ・ 委員の皆様には、長時間に渡りまして貴重なご意見、熱心なご審議いただきましてありがとうございました。
- ・ 本日調査の内容につきまして、ご審議いただきましてこの11月12月に実施をいたします。
- ・ 年明けに集計、分析を行いまして、来年3月に推進協議会を開催し、結果の報告もさせていただきます。
- ・ 最後に北野委員の方からもありましたが、調査を次の計画に来年度に計画の見直し、新たに策定ではございますが、キッチリと計画、調査が生かせるような形で議論していきたいと思えます。
- ・ 引き続き委員の皆様には、よろしく願いいたします。
- ・ 最後になりますが、色々ありがとうございました。

障がい福祉課 各務係長 〈閉会のあいさつ〉